





(3) 担当部署

計画の 担当部署	名 称	管理部施設課
	電 話 番 号 等	03-5981-3234
公表の 担当部署	名 称	管理部施設課
	電 話 番 号 等	03-5981-3234

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス： <a href="http://www.jwu.ac.jp/">http://www.jwu.ac.jp/</a>
	窓 口 で 閲 覧	閲覧場所： 学校法人日本女子大学 管理部施設課
		所在地： 東京都文京区目白台二丁目8番1号
		閲覧可能時間 9:00～17:00
	冊 子	冊子名：
入手方法：		
そ の 他	アドレス：	

(5) 指定年度等

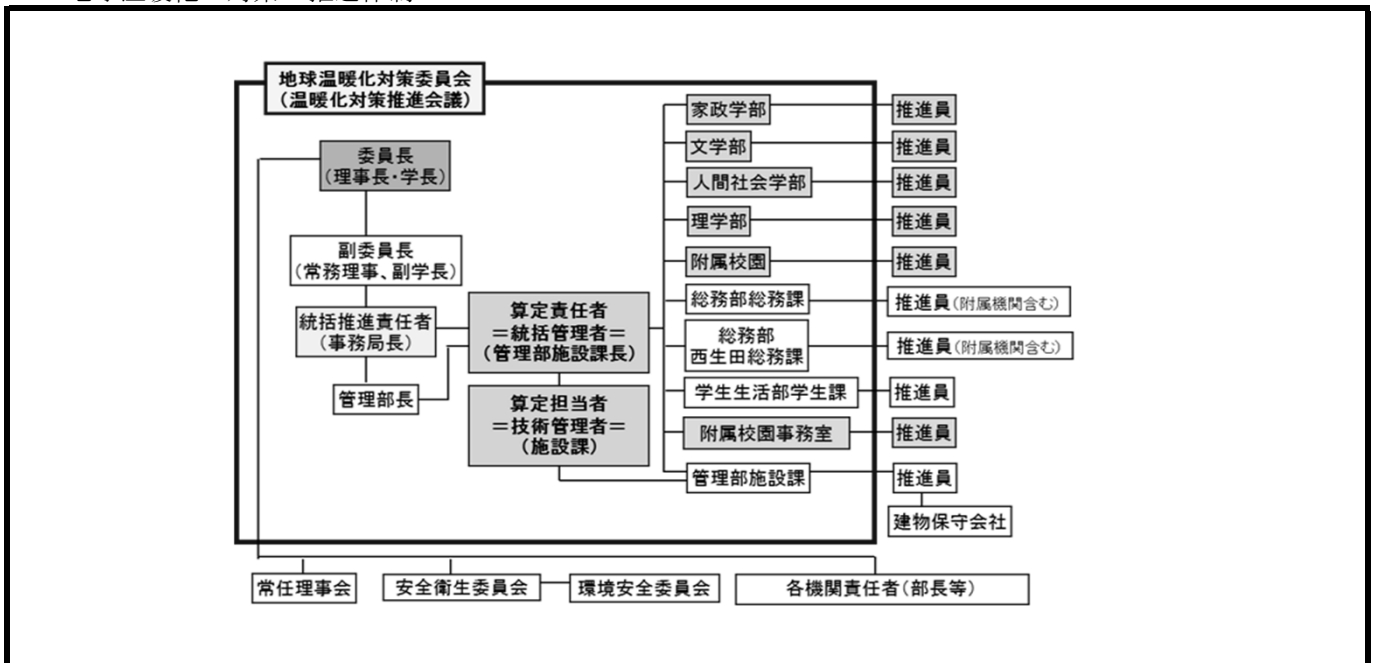
指定地球温暖化対策事業所	2009 年度	事業所の使用開始年月日	1948 年 3 月 25 日
特定地球温暖化対策事業所	2009 年度		

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

本学園では、日頃より環境配慮の積極的な取り組みを基本方針として進めている。その中で、次の四点を重視して地球温暖化対策に取り組んでいる。

1. 省エネを踏まえた運用・・・空調機の温度設定、照明器具の点灯等の省エネに準拠した運用体制の確立
2. 省エネ機器の導入・・・空調機器・照明器具等において、省エネ機器の積極的な導入。  
(ボイラー機器等は、年度計画により削減の方向です)
3. 普及啓発・・・教職員・学生・生徒等に地球温暖化対策の意識改革を推し進める資料の掲示
4. 校内緑化・・・校内緑化により、環境教育の推進

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	省エネルギー診断等を活用し、従来の温暖化対策による活動を継続しつつ、更なる運用改善や省エネ計画を実施することで、総量削減義務（8%）を目標とする。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当事業所から排出されるその他ガスは上下水道に伴う二酸化炭素の排出が主体となっている。したがって引き続き節水を行うことでその他ガスを削減する。		
削減義務の概要	基準排出量	4,224 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	I-1
	排出上限量（削減義務期間合計）	17,530 t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	17.00%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2020 年度から 2024 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	省エネ設備の導入などにより、基準排出量の17%以上の削減を目標とする。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	現在と同様、引き続き節水を行うことで、その他ガスの削減を維持する。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
特定温室効果ガス (エネルギー起源CO <sub>2</sub> )		3,440				
その他ガス	非エネルギー起源 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )					
	メタン (CH <sub>4</sub> )					
	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)					
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)					
	パーフルオロカーボン (PFC)					
	六ふっ化いおう (SF <sub>6</sub> )					
	三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )					
上水・下水		29				
合計		3,469				

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
延べ面積当たり 特定温室効果ガス 年度排出量	45.0				

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2003年度、2004年度、2005年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

	前削減計画期間	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
変更年度						

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

(4) 削減義務期間

2015 年度から 2019 年度まで
---------------------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	4,224	4,224	4,224	4,224	4,224	21,120
	削減義務率 (B)	17.00%	17.00%	17.00%	17.00%	17.00%	
	排出上限量 (C = ΣA-D)						17,530
	削減義務量 (D = Σ(A × B))						3,590
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	3,440					3,440
	排出削減量 (F = A - E)	784					784

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増減要因	<input type="checkbox"/> 削減対策	<input type="checkbox"/> 床面積の増減	<input type="checkbox"/> 用途変更
	<input type="checkbox"/> 設備の増減	<input checked="" type="checkbox"/> その他	
具体的な増減要因	<p>第1計画期間において、H23年度は、東日本大震災に伴い節電・省エネ対策を強化し、その結果基準排出量と比較して約20%減、H24年度は約13%減、H25年度は約14%、H26年度は約18%の削減となった。 H24、25年度の増加は、効率的なエネルギー使用をはかりつつ、適切で合理的な教育活動に戻した結果であるが、その後3年間は減少しており、第2計画期間に入った昨年度も、省エネ意識の定着や、長期的なエネルギー削減は着実なものとなっている。引き続き、省エネ対策を継続し、節電も強化していく。</p>		

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
		【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】			
1	120400	12_補機の運転管理	冷却水ポンプのINV制御導入（百年館）	2014年度	
2	130300	13_換気設備の運転管理	厨房換気ファンのINV制御導入（七十年館）	2011年度	
3	140200	14_給排水設備の管理	プールろ過ポンプのINV制御導入（小学校）	2014年度	
4	150200	15_照明設備の運用管理	INV照明器具の導入（七十年館・図書館）	2011年度	
5	120100	12_燃焼設備の管理	空気比の調整（百年館）	2012年度	
6	120300	12_運転管理及び効率管理	冷房負荷に応じた運転台数の変更（百年館）	2014年度	
7	120400	12_補機の運転管理	冷温水発生機 冷却水ポンプのINV制御導入	2014年度	
8	120400	12_補機の運転管理	プールろ過ポンプのINV制御導入	2014年度	
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
		【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況（その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載）】			
51					
52					
53					
		【排出量取引の計画及び実施の状況】			
61					
62					
63					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

学内の推進体制の見直しを行い、大学のみではなく、附属の幼稚園・小学校・中学校・高校にまで範囲を広げるため、地球温暖化対策委員会の組織変更を行っている。

これにより、学園全体において、冷暖房期間・空調設定温度の適正管理を実施し、効果を上げている。また学園全体において、下記のゴミリサイクル活動を推進して、ゴミの削減を行っている。

- ・使用済文書等の回収・再生を行い、循環再生紙・トレイレットペーパーへの使用を促進している。（大学のみではなく、附属の幼稚園・小学校・中学校・高校においても順次取り入れている）
- ・食品（生ゴミ）リサイクルの開始により、一般廃棄物（焼却処理）の廃棄量を抑制している。

また、本学園においては、下記の点を踏まえて一層環境配慮に適した活動を推奨して行きます。

- (1) 「循環型社会形成推進基本法（平成12年施行）」に基づいた循環型社会を推進
  - (2) 本学の環境活動への理解・報告を学内外に行う
  - (3) 文京区環境ネットワークへの参加
  - (4) 学生・生徒等への環境教育
- 本学園では、これからも資源の再利用、循環利用に努め、一層環境に配慮し、社会的責任を果たしていきます。